

5.1.13 環境アセスメント法

環境アセスメントは、建設工事など人為的な活動が環境に与える影響を事前に予測・評価し、対策を事業内容に反映させる一連の手続きです。環境アセスメント法の正式な名称は環境影響評価法で、日本では1997年に制定されました。一方、地方公共団体も同様の仕組みを条例で制定しています。地方公共団体が熱心なのは、事業も環境影響も地域への影響が大きいためです。

後半に環境アセスメント法の抜粋を記載しましたが、具体的な記述に留意して一部を施行令で補足しています。下記に全体構成を示します。

- 1章 総則（目的と定義）
- 2章 1節 配慮書の作成（方法書の作成前段階）
- 2章 2節 第2種事業に係る判定（アセスの要否）
- 3章 方法書（アセスメントの方法設計）
- 4章 アセスメント（環境影響評価）の実施
- 5章 準備書（公開・縦覧資料）の作成
- 6章 1節 評価書（公開・修正後の資料）作成
- 6章 2節 評価書の補正
- 7章 対象事業の内容修正
- 8章 評価書の公告と縦覧後の手続き
- 9章 環境影響評価その他の手続の特例
 - 1節 都市計画に関連する事業の特例
 - 2節 港湾計画に関連する環境影響評価の手続
- 10章 雑則

1. 総則（目的と定義）（1条～2条）

総則は法の目的と定義で、目的は「この法律は土地の形状変更や工作物の新設を行う事業者が、あらかじめ環境への影響を事業内容に反映させ、国民の健康で文化的な生活を確保すること」とされています。環境アセスメントの対象には「第1種事業」と「第2種事業」があります。第1種事業

は、大きな環境影響が予想できる下記の事業で、環境アセスメントの実施が義務付けられています（要件は政令で指定）。①道路の新設と改築、②ダム・堰の新築、③軌道の建設と改良、④空港施設の設置または変更、⑤発電施設の設置または変更、⑥一般および産業廃棄物の最終処分場の設置と変更、⑦公有水面の埋立てと干拓、⑧土地の区画整理、⑨新住宅市街地開発、⑩工業団地造成、⑪新都市基盤整備、⑫流通業務団地造成、⑬環境影響がこれらに準ずる政令で定める事業。「第2種事業」は第1種事業に準ずる規模の事業で、環境アセスメントの要否を第4条に定める者が行うこととされています。

2. 配慮書の作成（3条1～3条10）

「配慮書」は事業の内容から配慮すべき環境影響を記載する文書で、事業の実施責任者が作成します。配慮書の記載事項は、実施者の氏名や住所、事業の目的と内容、事業実施区域と周囲の概況、環境配慮事項に関する調査・予測・評価などです。配慮書は主務大臣に送付されるとともに、要約書を添えて公表されます。主務大臣は環境大臣にも意見を求め、事業の実施責任者に伝えることになっています。

3. 第2種事業のアセスメント要否判定

（4条1～4条3）

第2種事業を実施しようとする者は、事業の種類と規模、実施される区域、事業の概要を書面で届け出る必要があります。届け出の送付先は結果を受理する者、補助金交付の決定者、事業を監督する法人監督者、事業の実施を所掌する大臣、免許・特許・許可・認可・承認者です。送付された関係者は、管轄する都道府県知事に写しを送付し、環境影響評価の手続が必要かどうか意見を求めます。都道府県知事の意見が述べられたら、主に環

環境影響を勘案してアセスメントの要否を判定します。環境影響が著しいと判断される場合は、環境影響評価が必要とする旨を、理由とともに届出をした者と都道府県知事に通知します。著しい環境影響のおそれがないと認める場合は、環境影響評価が不要な旨を、届出をした者と都道府県知事に通知します。

4. 方法書の作成と公開（5条～10条2）

「方法書」はアセスメントの方法を示す文書で、記載事項は事業者の氏名と住所、事業の目的と内容、事業が実施される区域、周囲の概況、配慮書への主務大臣の意見と事業者の見解、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の方法です。方法書は管轄する都道府県知事と市町村長に要約書とともに送られ、公告と1か月間の縦覧に供せられます。事業者は方法書の記載事項を周知させるために、説明会を開催する義務があります。方法書に意見がある者は、事業者に意見書を提出できます。都道府県知事も、市町村長の意見を反映させた意見書を提出します。

5. 環境影響評価の実施と準備書の作成 (11条～20条)

事業者は提出された意見書を勘案し、環境影響評価の項目と調査・予測・評価の手法を選定して環境影響評価を実施します。環境影響評価を行った後、事業者は結果について意見を聴くための「準備書」を作成します。準備書の主な記載項目は、事業の目的と内容、実施区域、周囲の概況、主務大臣の意見と事業者の見解、調査結果の概要、予測と評価の結果、環境保全措置、環境影響の総合的な評価などです。

事業者は準備書を管轄する都道府県知事と市長村長に送るとともに、準備書と要約書を関係地域で縦覧に供するとともに、Webなどを通じて公表

する義務が課せられています。事業者は縦覧や公表で環境の保全の見地から述べられ意見を、関係都道府県知事と市町村長に伝える義務があります。関係都道府県知事は、事業者に対して準備書について環境の保全の見地から意見書を提出しますが、その際には関係市町村長に意見を求めることになっています。

6. 評価書の作成と修正（21条～27条）

事業者は準備書について提出された意見書に配慮し、準備書の記載事項に検討を加え、事業内容や環境保全の措置などを修正した「評価書」を作成します。評価書には修正された準備書の内容だけでなく、縦覧や公表で述べられ意見や関係都道府県知事の意見も加えられます。評価書は対象事業の免許関係者、届出の受理者、法人監督者などに送られ、送られた者は内閣総理大臣または関係省庁の大臣または委員会の委員長に意見を求めることになっています。環境大臣は、求められた意見を文書で関係者や届出の受理者に提出することができます。その後は得られた意見を反映するように評価書に修正が加えられ、環境大臣に送付されるとともに公告と縦覧に移行します。

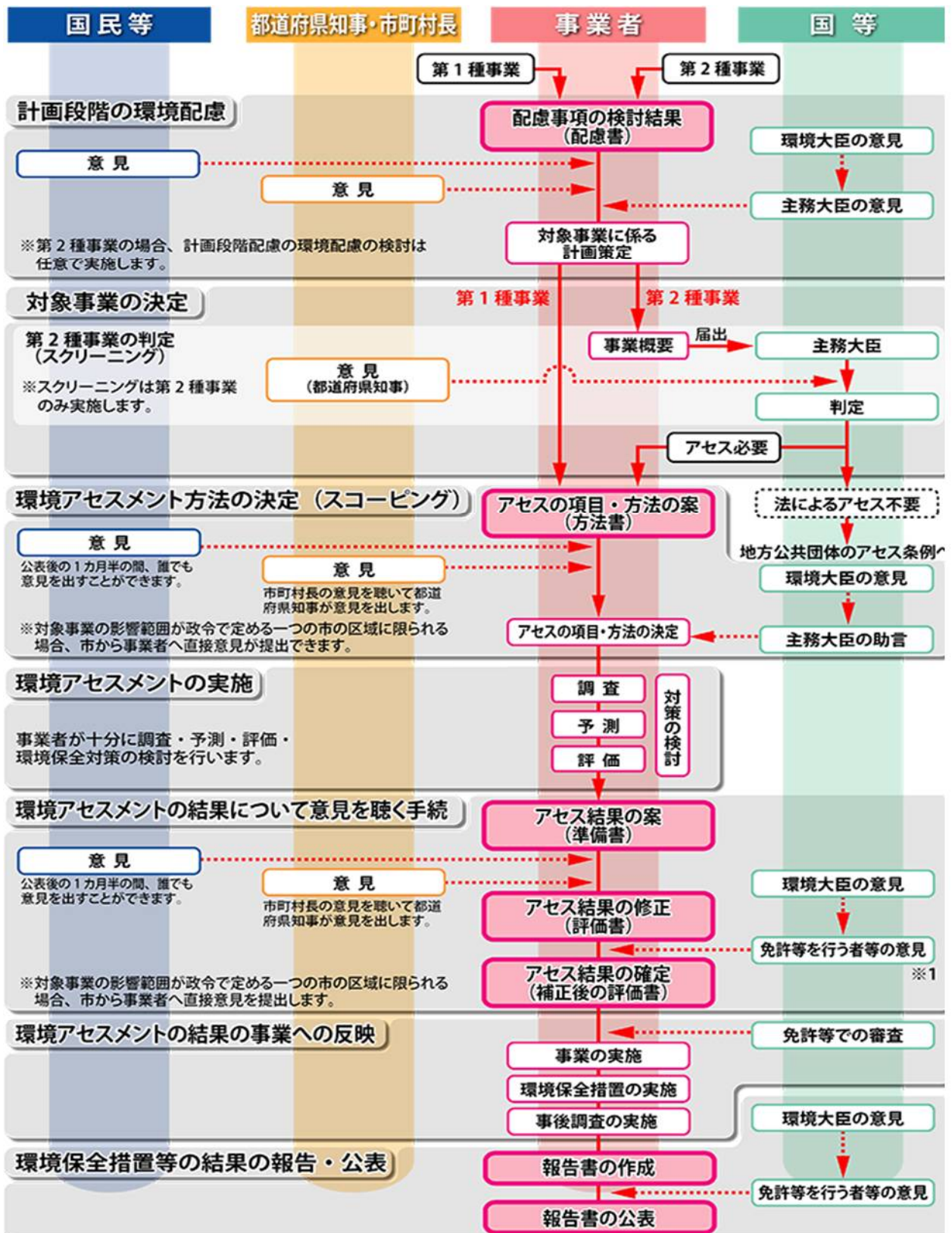
7. 環境アセスメントの事業への反映 (28条～30条)

環境アセスメントにより事業内容が変更された場合は、原則として再度の環境アセスメントが必要になりますが、修正が事業規模の縮小や軽微な場合は必要とされません。

環境アセスメントには、**配慮書**、**方法書**、**準備書**、**評価書**など多数の文書作成が必要です。また作成の都度、都道府県知事、市町村長、国、国民に公開・縦覧され、意見が求められます。それぞれのタイミングや手順は、図式化したワークフローが理解しやすいので図1に示します。

図 1. 環境アセスメントのフロー

(出典：「環境アセスメント手続全体の流れ」：環境省大臣官房環境影響評価課の提供図を転載)



※1：「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

環境アセスメントについては、環境省大臣官房環境影響評価課が平易な解説文書を作成し、「環境影響評価情報支援ネットワーク」と称する Web サイトで公開しています。図 1 もこのサイトに掲載されています。なお、この Web サイトには制度の詳しい解説、環境アセスメントの事例、指針や報告書などの資料も掲載されているので、関係者には大いに参考となるでしょう。

8. 評価書の公告と縦覧後の手続き

(31 条～38 条)

事業者は環境アセスメントが終了しても、評価書が公告されるまでは事業を実施できません。公告後に事業内容を変更する場合は、事業規模の縮小や軽微な変更なら、再度の環境影響評価手続きは不要とされています。

9. 環境影響評価その他の手続の特例

(39 条～48 条)

法の 39 条から 46 条は、都市計画に定められる対象事業に関する特例です。ここでは都市計画に定められる第 1 種事業または第 2 種事業との調整や、整合性の確保について規定しています。47 条と 48 条は、港湾計画に係る環境影響評価に関連する手続きです。港湾計画にも環境影響評価に関連する手続きが含まれています。このため、ここでは手続き関連の調整を規定しています。法の 49 条から 62 条は雑則なので解説を割愛します。

(おわり))

参考：環境影響評価法（1997 年法律第 81 号）

環境影響評価情報支援ネットワーク資料

(環境省大臣官房環境影響評価課 Web 公開)

表 1. 環境アセスメント法の構成（環境影響評価法）（抜粋・補足）

(1/3)

条	内容
条	1 章 総則
1	(目的：この法律の目的は、土地の形状変更や工作物の新設を行う事業者が、あらかじめ環境への影響を事業内容に反映させ、国民の健康で文化的な生活を確保することにある。)
2	(定義 1) 「環境影響評価」とは、事業が環境に及ぼす影響を予測・評価し、実施過程で環境保全措置が講じられた場合の影響を総合的に評価すること。(定義 2) 「第 1 種事業」とは、大きな環境影響が予想できる次の事業(要件は政令で定める)。①道路の新設および改築、②ダム・堰の新築、③軌道の建設および改良、④空港施設の設置または変更、⑤発電施設の設置または変更、⑥一般および産業廃棄物の最終処分場の設置・変更、⑦公有水面の埋立てと干拓、⑧土地の区画整理、⑨新住宅市街地開発、⑩工業団地造成、⑪新都市基盤整備、⑫流通業務団地造成、⑬環境影響がこれらに準ずる政令で定める事業。(定義 3) 「第 2 種事業」とは、第 1 種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものかどうかの判定を、第 4 条第 1 項各号に定める者が行う事業。
条	2 章 方法書の作成前の手続き 1 節 配慮書
3.1～ 3.10	(計画段階配慮事項についての検討：検討義務規定：第 1 種事業を実施しようとする者は、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行わなければならない。(配慮書の作成等：配慮書記載事項(事業の目的と内容、想定区域と周囲の概況、配慮事項の調査・予測・評価の結果)) (配慮書の送付と要約書の公表) (環境大臣の意見) (主務大臣の意見) (配慮書についての意見の聴取) (基本的事項の公表) (第 1 種事業の廃止等) (第 2 種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

表1. 環境アセスメント法の構成（環境影響評価法）（抜粋・補足）

(2/3)

条	2章 方法書の作成前の手続 2節 第2種事業に係る判定
4	第2種事業を実施しようとする者は、事業の種類と規模、実施区域、事業の概要を書面により届け出なければならない。判定は事業の免許等を行う者が判定基準にしたがって行う。書面送付先は国の補助金交付の決定者、法人監督者、事業実施の事務を所掌する主任大臣、免許・特許・許可・認可・承認者。書面送付を受けた者は、事業実施区域を管轄する都道府県知事に環境影響評価の手続が必要かどうか意見を求めなければならない。都道府県知事の意見が述べられたときは、これを勘案して判定を行わなければならない。
条	3章 方法書
5～6	（方法書の作成：事業者は次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書を作成しなければならない。）（記載事項：事業の目的と内容、想定区域と周囲の概況、配慮事項の調査・予測・評価の結果、主務大臣の意見と事業者の見解、環境影響評価の項目と調査・予測・評価の手法。） （方法書の送付等：事業者は該当地域を管轄する都道府県知事と市町村長に、方法書と要約書を送付しなければならない。）
7.1	（方法書についての公告と縦覧：事業者は方法書を作成した旨を公告し、公告の日から起算して1か月間、該当地域で縦覧に供し、Webの利用その他の方法で公表しなければならない。）
7.2	（説明会の開催等：事業者は方法書の説明会を開催しなければならない。）
～10	（方法書についての意見書の提出：方法書について意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでに、意見書を提出することができる。） （方法書についての意見の概要の送付：事業者は管轄する市町村長に、述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。） （方法書についての都道府県知事等の意見：都道府県知事は市町村長に意見を求め、事業者に方法書についての意見を書面により述べるものとする。）
条	4章 環境影響評価の実施等（参考）：環境影響評価報告書は、発表用の準備書に変わる。
11～13	（環境影響評価の項目等の選定：事業者は環境影響評価の項目と調査・予測・評価の手法を選定し、環境影響評価を行わなければならない。）
条	5章 準備書
14	（準備書の作成：事業者は環境影響評価の結果について意見を聴く準備として、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。内容は方法書の内容、縦覧で提出された意見、都道府県知事の意見、市町村長の意見、事業者の見解、調査結果の概要、予測と評価の結果、環境保全の措置、事業に係る環境影響の総合的な評価、その他環境省令で定める事項。）
15～20	（準備書の送付等）（準備書についての公告と縦覧）（説明会の開催等） （準備書についての意見書の提出）（準備書についての意見の概要等の送付） （準備書についての関係都道府県知事等の意見）

表1. 環境アセスメント法の構成（環境影響評価法）（抜粋・補足）

(3/3)

条	6章 評価書 1節 評価書の作成等
21～ 24	（評価書の作成（意見を反映した準備書の修正）：事業者は検討結果を反映した環境影響評価書を作成しなければならない。）参考：最初に作成されたのが実務的な報告書、発表用に編集したのが準備書、意見を聞いて修正されたのが評価書。最終処分場（免許等を行う者等への送付）（環境大臣の意見）（環境大臣の助言）（免許等を行う者等の意見 対事業者）
条	6章 評価書 2節 評価書の補正等
25～ 27	（評価書の再検討と補正：事業者は述べられた意見を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、補正措置をとらなければならない。）（環境大臣等への評価書の送付）（評価書の公告と縦覧）
条	7章 対象事業の内容の修正等
28～ 30	（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）（事業内容の修正の場合の第2種事業に係る判定）（対象事業の廃止等）
条	8章 評価書の公告と縦覧後の手続
31～ 38.5	（対象事業の実施の制限）（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）（特定届出に係る環境保全の配慮についての審査等）（交付決定権者の行う環境保全の配慮についての審査等）（法人監督者の行う環境保全の配慮についての審査等）（主任大臣の行う環境保全の配慮についての審査等）（事業者の環境保全の配慮等）（環境保全措置等の報告等）（報告書の送付と公表）（環境大臣の意見）（免許等を行う者等の意見）
条	9章 環境影響評価その他の手続の特例等 1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例
38.6 ～ 46	（都市計画に定められる第1種事業等または第2種事業等）（主任大臣の行う環境保全の配慮についての審査等）（事業者の環境保全の配慮等）（環境保全措置等の報告等）（報告書の送付と公表）（環境大臣の意見）（免許等を行う者等の意見） （主任大臣の行う環境保全の配慮についての審査等）
条	9章 環境影響評価その他の手続の特例等 2節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続
47.48	（用語の定義）（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）
49.62	10章 雑則
	（地方公共団体との連絡）（国の配慮）（技術開発）（適用除外）（命令の制定とその経過措置）（政令への委任）（主務大臣等）（事務の区分）（他の法律との関係）（条例との関係）（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）
	附 則 抄